2022年6月17日(金)

技能検定　レストランサービス職種「3級受検資格第３条⑥の運用について」

一般社団法人

　日本ホテル・レストランサービス技能協会

標記の件につきまして、運用詳細を次の通りと致します。

技能検定試験3級受検者並びに専門学校等の技能検定試験3級受検ご担当者の皆様におかれましては、ご確認を頂き適正なご対応をお願い致します。

対象受検資格：3級受検資格第３条⑥

前各号に掲げる学科を修めて卒業する見込みのある者又は職業訓練を修了する見込みの

ある者で、一般社団法人日本ホテル・レストランサービス技能協会会長が認めた者。

1.当該規程の運用方針

「学科を修めて卒業する見込みのある者又は職業訓練を修了する見込みのある者」とは、

各受検に関する時期に応じて定めた受検資格を有した者であり、これにより合格した者は

　当該年度に卒業せず留年・退学した場合でも合格は取り消さない。

　　尚、受検資格を満たしていない事実・虚偽、また学校等の承認がないまま受検したことが、

後日判明した場合には、合格を取り消す。

2.受検資格⑥の具体的運用

（1）学科試験前(原則、2年制前期終了迄、学科試験実施は例年8月中旬)

ア レストラン等における規定の料飲サービスに関する学科を1学年で規定されたものを修め、

2学年時の学科試験受検までに2学年で規定されたものを修める見込みがありかつ卒業する

見込みのある者として学校等が承認した者は受検申請できる。

イ この時期での退学の場合はアを満たさないので受検できない。

ウ 留年の場合は、アを満たしていれば受検申請できる。（但し、卒業については翌年卒業の

見込みがある者として学校等が承認した場合とする。）

（2）実技試験前(実技試験は例年10月中旬～11月下旬)

エ レストラン等における規定の料飲サービスに関する学科を全て修めてかつ卒業する見込みの

ある者として学校等が承認した者は受検申請できる。

オ この時期での退学の場合はエを満たさないので受検できない。

　 尚、実技試験前に留年・退学の場合は、アの資格での学科試験合格についてはこれを取り消さない。

カ 留年の場合は、エを満たしていれば受検申請できる。（但し、卒業については翌年卒業の

見込みがある者として学校等が承認した場合とする。）

（3）実技試験終了後～（合格決定後を含む）

キ 実技試験をエの資格で実技試験を合格した場合は、この時期に留年・退学があっても合格は取り消さない。

3.実施に関する具体的対応

（4）「 一般社団法人日本ホテル・レストランサービス技能協会会長が認めた者」とは

　適正に申請され、審査の結果受検資格を満たした者と判定した者を言う。

（5）個人での申請の受検者は、受検申請時に必ず所属学校等の技能検定試験に関する学校等担当者

に(1)アまたは(2)エを確認して承認を得て受検者が申請書内承認欄に記載する。(2023年度より

実施予定)

団体での申請の受検者は、受検申請時に必ず所属学校等に(1)アまたは(2)エを確認して承認を

得て技能検定試験に関する学校等担当者または受検者が申請書内承認欄に記載する。(2023年度

より実施予定)

 （6）技能検定試験に関する学校等担当者は、受検申請後に受検者の受検資格を失う状況が発生した

場合には、必ず速やかに協会へ報告する。(2022年度より実施)

　（7）当該「3級受検資格第３条⑥の運用について」は、2022年6月に短期大学、専門学校等の承認校へ文章で通知するとともに協会ホームページ内“技能検定”「受検資格」に追記・掲載し周知徹底を図る。

以　上

[☆技能検定レストランサービス職種「3級受検資格」へ](http://www.hrs.or.jp/kentei2022/jukenshikaku.pdf)